

会議記録

会 議 名	令和7年度（2025年度）第2回八王子市博物館協議会	
開 催 日 時	令和7年（2025年）11月12日（水）午後6時00分～午後8時32分	
開 催 場 所	コニカミノルタ サイエンスドーム（八王子市こども科学館） 2階・講座室	
出席者	委 員	大塚理恵、大森映子、長田晶、國雄行、進藤哲央、高屋真二、馬場憲一、中島美恵、深澤靖幸（敬称略・50音順、以下同）
	事 務 局	中野目泰明文化財課長兼郷土資料館長、飯塚由則こども科学館長、鈴木正生文化財課課長補佐兼主査、時友彰吾文化財課主査、石田勇次こども科学館主査、岡部雅洋文化財課課長補佐兼主査、立枝菜津美こども科学館主任、古屋知宏文化財課主事
欠 席 者	（委 員）なし （事務局）なし	
議 題	<ul style="list-style-type: none"> (1) 会長・副会長の選任について (2) 第4次教育振興基本計画における博物館の施策について (3) 令和7年度第2回博物館協議会資料（こども科学館）4～8月実績 (4) 八王子市こども科学館事業運営計画（2019年度～2023年度）の更新の延長について (5) 八王子市歴史・郷土ミュージアム施行規則の内容について (6) その他 	
公開・非公開の別	公開	
傍聴人の数	0名	

配付資料等	<ol style="list-style-type: none">1. 会議次第2. 【資料1】八王子市博物館協議会委員名簿（令和7年（2025年）7月1日現在）3. 【資料2】八王子市博物館協議会の概要4. 【資料3】第4次教育振興基本計画（抜粋）5. 【資料4】令和7年度第2回博物館協議会資料（こども科学館）4～8月実績6. 【資料5】八王子市こども科学館事業運営計画（2019年度～2023年度）の更新の延長について7. 【資料6】八王子市歴史・郷土ミュージアム施行規則記載内容について8. 【資料7】八王子市歴史・郷土ミュージアム条例（案）について
-------	---

<p>会議の内容 (要点記録)</p>	<p>【開会】</p> <p>(事務局職員による開会の宣言)</p> <p>事務局 今回が新たな委員で開催する初めての協議会となりますので、各委員のご紹介を行いたいと思います。恐れ入りますが、自己紹介にてお願いします。</p> <p>(各委員による自己紹介)</p> <p>事務局 委員の皆様ありがとうございました。続きまして事務局職員の方を紹介させていただきます。</p> <p>(事務局による自己紹介)</p>
	<p>【議題】</p> <p>(1) 会長・副会長の選任について</p> <p>事務局 続きまして、議題に入らせていただきます。本来ですと、八王子市博物館協議会第五条第1項により、協議会は会長が議長となるとありますので、会長に会議の進行をお願いするところですが、これから選任することとなります。それまで会議の進行は事務局で行いますのでご了承ください。</p> <p>会長及び副会長の選任につきまして、八王子市博物館協定条例第四条第1項に、会長が協議会を代表し、会長、副会長は委員の互選により定めるとあります。</p> <p>そのため、会長副会長に立候補もしくは推薦がある方、いらっしゃればお願いします。</p> <p>いらっしゃらないようでしたら、事務局の方から推薦をさせていただければと思います。会長に大森先生、副会長に進藤先生を推薦させていただきます。いかがでしょうか。</p> <p>(委員全員から賛成の拍手が起こる)</p> <p>(大森会長・進藤副会長就任 席の移動)</p> <p>(会長・副会長による自己紹介)</p> <p>事務局 先ほどご説明させていただいたとおり、会議の議長は会長と定められておりますので、会長よろしく願いいたします。</p> <p>大森会長 議長を務めさせていただきます。では続きまして八王子の博物館協議会の概要及びその目的について事務局の方からのご説明をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">— 事務局職員による説明 —</p>

	<p>大森委員　ただいまの説明について確認したいことあるいはご質問等ありましたら、お出しただけたらと思います。</p> <p>【議題】 (2) 第4次教育振興基本計画における博物館の施策について</p> <p>大森委員　続きまして、議題の2について、資料3で事務局からの説明をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">— 事務局職員による説明 —</p> <p>大森委員　今のご説明のところを中心としまして、何か発言したい点あるいは御意見、御質問等ありましたらお出しただきたいと思います。</p> <p>馬場委員　教育振興基本計画は教育基本法に基づいて、各市町村が作ると思います。それで、教育振興基本計画を各自治体は、国が作ったものを、参酌して作るということで、2つのコンセプトが決められていると思いますが、そのコンセプトを参酌して、この教育振興基本計画は作られていますか。</p> <p>事務局　7ページの資料で、国の教育基本法の第四期と書いてあるのは、国が示したものを受けて東京都が作って、それを受けて八王子が作りましたという形です。</p> <p>馬場委員　わかりました。</p> <p>長田委員　桑都の杜というか新しい博物館の開館が10月だと思います。はちがくがいつから閉館になるのか、教育現場で社会科見学などの活動が5月ぐらいから9月ぐらいが一番多いと思いますが、その期間はどのように対応しますとか、連絡の方法とかも議論は進んでいるのでしょうか。</p> <p>事務局　ご質問いただきましたはちがくにつきましては今年度いっぱいをもって、閉館ということになります。はちがく閉館から新しい施設が開館するまでの、半年間、空白が生じてしまいますので、代替措置として、絹の道資料館と国史跡である八王子城跡ガイダンス施設がございます。そういったところを積極的に八王子の歴史文化に触れていただくため社会科見学等で使っていただきたい、と案内をしています。空白の時期はできますが、事前に情報提供をさせていただいて、それに基づいて、学校の方で、対応できる状況、教育のカリキュラムに支障のないような形での計画を立てられていると考えております。</p>
--	--

	<p>長田委員 ありがとうございます。学芸員はやはり事務室（教育センター内埋蔵文化財整理室）に常時いるような形になると考えてもよろしいですか。</p> <p>事務局 郷土資料館の事務室といった機能は、引き続き教育センター内埋蔵文化財整理室に設置させていただきますので、学芸員もそこに所属します。施設の完成が来年の6月ごろと想定されておりまして、市に引き渡されまると、職員は開設の準備も始めますので、一部はそちらに移動する形にはなりますが、開館までは郷土資料館事務室にお問い合わせいただければ。</p> <p>長田委員 ありがとうございます。</p> <p>馬場委員 今のお話だと6月ぐらいにできたら、事務室は閉まるのですか。そのあとは、どうなるのですか。</p> <p>事務局 新しい施設が来年10月にオープンしますと、その時点で完全に、移行する形になります。教育センターの事務室もその時点で閉めることを想定しております。正式な手続きはこれからさせていただきますが、新しい施設が開館後は機能を集約したいと考えております。</p> <p>進藤委員 このビジョン八王子の教育に関して先ほどご説明していただいた部分の前後を見ると、特にこども科学館関係が、学習支援課の施策と非常に親和性が高いように思いますがその連携は、今どうなっているのでしょうか。例えば情報発信ハチリカなるアプリで情報発信するという学習支援課の施策と、今、説明していただいた課題にあるオンラインの強化と動画教材の作成強化というのは非常に親和性が高いので、連携を前提とした落とし込みということになっていると思ってよろしいのでしょうか。このアプリに乗っかり、オンライン化と動画作成の促進をする計画はあるのですか。</p> <p>事務局 現在はそういう計画はしていません。連携できるかどうかというのは、学習支援課に確認をして、できればそれも、デジタル化の手段ですので検討はしたいと思います。</p> <p>進藤委員 ありがとうございます。</p> <p>大森委員 他には何かございますか。時期的に移転の問題が絡んでくるところで、具体的な部分での対応もこれから必要になってくるかと思えます。その辺も含めてご検討いただければと思います。</p> <p> では次に行ってもよろしいでしょうか。</p>
--	--

【議題】

(3) 令和7年度第2回博物館協議会資料(こども科学館)4~8月実績

大森委員 議題の3について事務局の方からご説明をお願いします。

— 事務局職員による説明 —

大森委員 ありがとうございます。以上で説明は終わりということですが、ご確認されたい案件あれば。

馬場委員 今回、入館者数が増えたというのは努力されているのだなと感じます。情報発信して、プラネタリウム投影も非常に人気があった。私は、春からここに来ていて、あれがそうだったのかと思ったのは、キッチンカーの出店があったのではないですか。夏に来たときのカキ氷のお店はそうなのですか。

事務局 恐らくそうだと思います。

馬場委員 それともう1つは、ホットドック。すごく感心しました。前回、前期の3年間にも、いろんなことを非常に努力されているなということで受けとめました。特にキッチンカーができたっていうのはちょっと驚異的に思いました。ぜひ続けていただけるといいかなと思いました。

大森委員 こども科学館の劇的な増加というのは、裏に随分努力のあるということなのかなと思います。このコロナ以前を上回るような結果になっていることは大変今後の見通しとしてはいいということなのかなと。引き続きもろもろのご努力をお願いできれば。

次の議題に移らしていただければと思います。

【議題】

(4) 八王子市こども科学館事業運営計画(2019年度~2023年度)の更新の延長について

大森委員 議題の4、これは資料5に基づいてお話をいただきたいと思います。

— 事務局職員による説明 —

	<p>大森委員 ありがとうございます。今の件につきましてご意見ありますでしょうか。</p> <p>高屋委員 事務局 どういう点がまとまらない一番の原因ですか。</p> <p> 直営、指定管理の運営形態やプラネタリウムの老朽化による更新の有無です。あり方検討会を実施しましたが結論は出ませんでした。これまではこども科学館単体で検討していましたが、今後は市全体の公共施設の再編の中で検討していく予定です。</p> <p>高屋委員 事務局 それは、どれぐらいで。</p> <p> 今年度の早い段階です。今後の状況によってはこども科学館の部分休館ということも考えられます。</p> <p>高屋委員 設備見ていると苦しい状況かと思って、あと広さ。新しい設備が、ほとんどないような気がしていました。科学技術は今大分進んでいますよね。プログラム教育とか、STEAM教育とか。含めて、八王子市の科学の教育というのはどういうふうに思ってそれをサポートするのに、どういう設備が必要だというのを踏まえて、お金の問題関わってくるかと思うのですが、そこら辺をどういうふうに持っていられるのかというのが非常に気になっています。</p> <p>事務局 平成元年に開館し平成 29 年度に大規模リニューアルしましたが、それ以降更新していません。館としては展示物を新たなものに少しずつ更新したいと思っていますが、予算的なものもあり困難な状況です。そのためソフト面で新たな方策や変化を持たせるような取り組みを行っています。</p> <p>大森委員 予算との関係で難しいことが多々あると思います。科学技術の進歩についていくのが大変だという部分もあるかと思っています。ただ、これからも科学、子供教育の中でも重要性、地位を占めてくる場所だと思います。是非よろしくお願いします。ほかの意見もどうでしょうか。</p> <p>馬場委員 この問題は前も出て、その時申し上げたこともありましたが、科学館はどうあるべきか、その運営の内容とかは専門家の先生とかそういうような方々の意見を取り入れながら、学術的な面から検討して協議していった方が、いいかと思っています。今も、入館者数増えていますよね。そういう努力をやっておられるから、現場にいる人がいろいろな意見を出して、人数が増えたりしていると思うので、そういう意見を尊重しながら進められていいような感じがします。改めてぜひよろしくお願ひしたいと思います。</p>
--	---

	<p>進藤委員　今回のこの延期ですけど、日程を区切らないということはできるだけ避けたほうがよいのではないかと思います。毎回1年延期して1年ごとにこうやって議論の話題に上るだけでも意味もあると思うのですが、後ろが決まっていないと本当に決まらない気がします。</p> <p>事務局　2年前から2度延期していますが、最終的な方向性が決定しましたら新しい事業計画を策定したいと考えています。目標としては来年、春。遅くても夏前の方向性の決定に向け進めていきますが、困難なことも考えられるため今回提案させていただきました。</p> <p>進藤委員　もう1点ですけども、今すでに2年延長されていて、さらに1年ないし2年延長ということになりますと、大きく変えたものを策定するよりはマイナーチェンジした5カ年計画を一旦策定した上で方向性が決まり次第、新たなものを設定する方がいいように思います。先ほど議題にありました、ビジョン八王子の教育が29年度までの計画でその中に、こども科学館もある。策定が29年度よりも後ろになってしまうとこの計画がどこにも落とし込まれないことになってしまうので、その辺も含めて何か繋ぎの計画を策定するというのは、これは不可能でしょうか。</p> <p>事務局　ここで仮にマイナーチェンジの計画を作るよりも、最終的な方向性を出し新たな計画の策定に向け進めていきたいと考えています。方向性の決定が確実に3年、5年先になるようでしたら、それまでの計画の策定を考えなければと思いますが、来年の春、5月6月頃には方向性の決定を目指しています。こども科学館だけではなく市全体の公共施設の再編を踏まえ検討していきます。</p> <p>進藤委員　わかりました。</p> <p>大森委員　中々簡単にはいかないところかもしれませんが。</p> <p>事務局　2年以上延期で申し訳ございません。早急に方向性を決定するように進めます。</p> <p>大森委員　よろしく申し上げます。他にはよろしいですか。</p> <p>【議題】</p> <p>(5) 八王子市歴史・郷土ミュージアム施行規則の内容について</p> <p>大森委員　続きまして、議題の5について、事務局の方からのご説明をお願いします。</p>
--	---

— 事務局職員による説明 —

大森委員 今の説明の上でご意見をだしていただければ。

深澤委員 先ほど公開承認施設のお話がありましたが、それも含めて考えて「博物館法に基づき、この施設を設置する」という文言が、他にも入っているところありますので、いかがかなという意見です。疑問に感じているのですけれども、第24条の(1)ですね。ここで第3条第1項各号に掲げる事業に関することと書かれているのですが、第3条第1項は博物館の基幹業務に関わる場所だと思うのですが、ここも、指定管理者の担当になるのでしょうか。

事務局 指定管理者だけではなくて、指定管理者も携わるという意味で読んでいただければと。

深澤委員 全国に指定管理者制度をとり入れているところが多い現状ですけれども。その中で、棲み分けをしているところもあるし、一緒になってやっている部分があると思いますが、非常に線引きが難しくなってくると思います。今後ますます線引きが難しくなるのではないかという危惧があるので、委員の意見として申し上げておきたいと思います。

連続使用期間3日を条件とするとなっていますが、準備撤収も含めて数えるということかと思いますが、準備で1日、撤収に1日掛けると実質1日しか開催できないということになりますが、これは支障ないかという確認です。

最後もう1点で、資料で展示資料所蔵資料とされていますが、ここは収蔵資料に、展示資料収蔵資料にされる方が無難ではないかと思います。

事務局 まず設置条例ですが、博物館法の趣旨というところを置いた方がいいとご助言いただいたことについて、第3条のところ博物館法の記載を極力網羅させていただいて、博物館法の趣旨は十二分にかんがみ作成しておりますので、法自体をないがしろにするという意図は一切ございません。条例案を設定するに当たりまして、法制部門が内容を精査して条例を作成しております。基本的な考え方としまして、最小限度の規定を載せるという形で条例を作っていくところがございます。博物館法に則って、博物館を運営していくということは当然のこととして内包されていますので「博物館法に基づき」と明示しないということをご理解いただければと思います。

	<p>指定管理者と市の博物館活動の棲み分けというのは、条例で具体的に分けるというのはなかなか難しいと判断して、市も指定管理者もこの3条の博物館の事業目的でしっかりやりましょうと協議しております。おっしゃるとおり、棲み分けがしっかりされていないと、博物館の業務が一方で過度になって、一方で疎かになってということも考えられますので、そこについては今指定管理者と話し合いを進めております。</p> <p>連続使用3日で足りるかというふうには思った次第ではあるのですが、おっしゃっていただいたように、1日撤収で1日片付けがかかる大掛かりなものもあり得るかと思しますので検討させていただきます</p> <p>また展示資料と所蔵資料について「収蔵資料」に変更して、記載した方がわかりやすいと思いますのでそうしたいと思います。</p>
大森委員	他にはどうでしょうか。
馬場委員	今回この歴史・郷土ミュージアム条例というのが、送られてきて、少し驚きました。この八王子歴史・郷土ミュージアム条例というのは既に決まったのですか。
事務局	議会に上程後、承認を頂く必要があります。
馬場委員	パブリックコメントをとっていますよね。それから、教育委員会の議事録を見ましたが、9月17に歴史・郷土ミュージアム条例の設定に関する議案の調整依頼をかけている。この段階である程度固まったものを、教育委員会にかけたのかと思ったのですがどうなのですか。
事務局	パブリックコメントの前にすでに条例の雛形については教育定例会にて委員にお諮りしております。
馬場委員	7月15日から8月15日にかけてパブリックコメントを取り、その時は素案を示していましたよね。9月にそのパブリックコメントを経て、それである程度固まった案を教育委員会に提示したということでしょうか。
事務局	パブリックコメント後に教育委員会を経て市長部局の方にこれを調製していただいて議会に上げていただくという流れになります。
馬場委員	基本的にはそういう形とりますよね。要するに市長部局の方から提案をするっていう段階にきているわけですよ。今の時点で歴史・郷土ミュージアム条例を修正することはできないわけですよ。
事務局	先ほど申し上げたとおり、設置条例なので、最低限必要

	<p>な部分で、もっと他に記載させる部分があるなら細かい部分施行規則にということで、皆さんにお諮りさせていただいています。</p>
馬場委員	<p>設置条例も、ここまでできているのであれば、12月議会に提出する時期なので、私たちに意見を求めても、条例を修正することはできないわけですね。</p>
事務局	<p>順番が多少違ってしまい申し訳ありません。意見をいただきたいというふうに申し上げさせているのは施行規則となります。</p>
馬場委員	<p>今までの手続きがおかしいと私は思います。条例を出したりするときは基本的にはこういうような協議会の場で、こんなようなことを考えているけどどうかというような提案があって、それで、私たちも意見を言ったりして双方向でいろいろな意見交換をしながら、ある程度つくられていくという形を本来取るべきだと思うが、前期のこの博物館協議会では、この条例のことは全くなかった。博物館協議会を、軽視しているのではないかという感じがします。先ほどこども科学館のことも申し上げたけども、考え方を示して、それに基づいて、どのようなものを作っていくのかとか、そういうようなものがないと、博物館協議会は形骸化してしまうと思います。こういう方針のもとにこういうようなことをやるという説明があれば、納得することもあるけれど、前提がない中でいきなり施行規則がどうだと言われても、先ほど深澤さん言われたように施設の連続使用期間の問題であっても、こういう場所をこういうふうにするので、連続使用は3日を上限とするという説明がないと、これだけで意見を言えと言われても、難しいと思います。だから、今後は気をつけてくださいということで申し上げておきます。</p> <p>観覧料のことも義務教育の児童は社会科見学や総合学習などで利用する場合というのは、無料ですね。児童が親御さんと来たとか、1人で来た時はお金取るということですか。</p>
事務局	<p>減免は市の方針に基づいて検討しておりますので、教育課程のみとしています。</p>
馬場委員	<p>これは学校がつれてきた場合を想定しているわけですね。そこがそもそもおかしいなと私は思います。未就学者は規定しなくていいのですか。</p>
事務局	<p>未就学児の観覧料は指定管理者と協議中ですが、ただ</p>

	<p>かない想定をしております。</p>
馬場委員	<p>そうすると、それ以外の子供というのは条例を読むかぎり、説明がないということは620円払うのですよね。</p>
事務局	<p>そこで設定されている観覧料というのは、あくまで上限額です。本件施設につきましては指定管理、ということで、観覧料については最終的には事業者がその条例の範囲内で決定いたします。</p>
馬場委員	<p>小学校中学生、無料にすべきだと私は思います。大人でも学びの場に自由に行けるということは非常に大切なことだと思います。博物館法の基本的考え方は、観覧料は徴収してはならないと書いてあるわけだから、そういうことを踏まえて、本来は検討すべきだと思いますよ。図書館は無料で、博物館はお金を取るということは敷居が高くなるのではないかなと思います。この設定も教育委員会と、指定管理者との間で話をするようになると思うけども、先ほどのような、フリーで来る子供については無料にするとか、そういう配慮をしていただければいいかなというふうに思います。</p>
事務局	<p>ご質問いただいた件につきまして、博物館法に記載があり、公立博物館は無料もしくはやむを得ない場合必要な対価を徴収できるということについては所管としてもよく承知しています。観覧料は事業者との協議の中で、必要最小限度の金額になるようにということでの交渉はすでにさせていただいています。一方でこの事業を持続可能な形で、運営していく必要があります。また、市の公共施設の受益者負担の基本ルールがございまして、それに沿った形で検討しています。無料にするということは、税金で負担することで実現できることで、実際その施設を使って受益がある方との均衡を図らなければならないというのが、八王子としての基本的な考え方です。その範囲内において、所管として許されるぎりぎりの範囲として、低廉な金額となるよう、事業者と交渉させていただいているところでございます。</p>
馬場委員	<p>受益者負担の原理はわかります。ただ、図書館はどうですか。入館するとき、本読んだりそこで見たりするのだからこれは、利用者ですよね。</p>
事務局	<p>そもそも図書館法で図書館はいかなる対価も徴収してはならないとされています。</p>
馬場委員	<p>博物館法も無料と書いてあります。ただし書きに、維持</p>

	<p>管理や運営のために必要なときに徴収してもよいと書いてあります。公立博物館は基本に立ち返っていかなければいけないと思います。特別展であれば良い気もします。前期に科学館に言ったことがありましたが、プラネタリウムはお金とってもいいなと思います。ただ科学館の1階は無料でもいいのではないかと。だから、ここのミュージアムも常設展は無料にしてもいいのではないかというふうに思います。</p> <p>進藤委員 今の観覧料の話があつて受益者負担として、市民の税金でという話があつたのですが、市内在住の小学生は区別しないということで、市外在住の小学生も同じですか。</p> <p>事務局 同じ値段でございます。</p> <p>進藤委員 その辺は東京都の博物館とか動物園とかとは違うのですね。</p> <p> 規則の2の、先ほどの義務教育課程に関する文言が、読み方によって曖昧であるので変えられた方がいいと思います。市内の義務教育課程の児童と言われると、要するに小中学生を指していると思うのですが、小中学生がいわゆる学校外の社会科見学で参加した場合も無料にすると、読めないこともないです。先ほどの説明の趣旨ですと、例えばフリースクールの社会科見学は枠外という、ご説明だったと思うのですが。その辺は明確になるように作文された方がいいのではないかと思います。</p> <p>事務局 ご指摘ありがとうございます。今ご指摘いただいた部分については内容精査させていただきます。今の段階といたしましては、議案の最終確認をしていて、まだ議会に送っておりません。これから最終決定をして、完全な形になる前に皆様にお諮りをして確認をさせていただいて、ご意見をいただきたいと思ひ議題に挙げさせていただきました。これまで法令に従って、教育委員会の協議を重ね、法制部門の内容、条文のチェックを受け、作ってきたという過程はございますけれども、全く修正きかないというわけではなくて、微調整であれば可能です。議案議会の方にお送りさせていただいて、最終的に市の議案として議会の中で進行審議させていただいて、受けていただくという目標でございます。</p> <p>馬場委員 歴史・郷土ミュージアム条例を見ると、博物館協議会のことが書いてない。</p> <p>事務局 八王子市博物館協議会条例という別の条例が根拠とな</p>
--	--

	<p>っています。こちらの方に「八王子市郷土資料館」という文言が中に入っているので、歴史・郷土ミュージアムに設置条例が施行されるタイミングで「八王子市歴史・郷土ミュージアム」に記載を変更します。</p> <p>馬場委員 事務局 指定管理者の権限が強いような感じがしました。</p> <p>今回のこの指定管理者につきましてはPFI事業という形をとっておりまして、PFI法に則った形で、事業者の方に資金の提供から始まって、一定の権限、基本的には市とほぼ対等な関係で運営を行う権限を有する形で事業を行っていただく。それは責任を持ってやっていただくということで、次回の議会で指定管理者の最終的な決定についての議案も、改めてお諮りして、そこで承認がえられれば、最終的にその権限を完全に、事業者の方にお渡しするという形を想定しているところでございます。</p> <p>國委員 観覧料については展示内容がわからないのでなんともいえません。どういう展示をされてどれぐらい広いのか、これだけ見ても何とも言えません。八王子市民にとってももちろん無料が一番いいと思うのですが、お金のどうこうについては、展示内容がわからないとなんとも言えません。展示計画とか内容についてはこれからこの場に出てきて私たちが入って意見をするという機会はありますか。</p> <p>事務局 そういった機会は設けられると思います。</p> <p>國委員 基本的には学芸員の方が決めればよいと思いますけども、一応知りたいということです。指定管理者のときに僕が一番心配しているところですけども、学芸員さんの身分は八王子市の学芸員という感じですか。</p> <p>事務局 いえ、指定管理者の所属の学芸員です。</p> <p>國委員 指定管理者は何年。</p> <p>事務局 指定管理は今の想定で15年。</p> <p>國委員 指定管理者が変わったら学芸員がクビになる可能性があるわけですね。</p> <p>事務局 そこは事業者が事業を適切に運営するために必要な任用期間を設定されるというふうに考えております。</p> <p>馬場委員 指定管理者が学芸員を雇うのですか。</p> <p>事務局 はい。指定管理者も学芸員を雇います。市の学芸員と事業者の学芸員がございまして、市の方が調査研究を中心に行うため、学芸員が直営で入ることになっております。それ以外に事業者としても学芸員は採用して、展示で</p>
--	---

	<p>すとか、市の補助をしていただくことを考えています。また、今回新たに加わられた委員の方には申しわけないのですけれども、前期のところで、市と事業者の役割分担ですとか、展示場の広さですとかそういったところは説明させていただいておりました、最初にミュージアムの概要を説明しようかどうか迷ったところもあったのですが、議題もかなり盛りだくさんでしたので、今日は省略させていただいたということで、大変申し訳なく思っております。</p> <p> 國委員 同じ博物館に市の学芸員と指定管理者が雇った学芸員が2ついるということですね。24条の(1)のところで第3条の各1項各号に上げる事業に関することと書いてありますが第1項というのと各号がわからないのですが、(1)が第1項ということですか。 </p> <p> 事務局 全部です。 </p> <p> 國委員 1から全部がいわゆる各号で、指定管理者が資料の収蔵とか保存とかそういうことを、やるわけですね。さっきの八王子のプランで、例えば学校の先生の指導力向上とか資質向上みたいなことがあるのに学芸員についてはほとんど触れてないです。学芸員は教員の方と比べると圧倒的に人数が少ないので出てこないと思うのですが。博物館は資料が一番大事ですけども、その心臓は学芸員だと思います。学芸員に対してちゃんと研究時間を確保してあげたり、給与面でも安心させたりするのが大事だと思います。例えば5年に1回ぐらいですね、指定管理者が変わって学芸員の人も変わってくると安心して研究も調査もできないと思います。学芸員も安心して活動ができるそういう場をぜひ作っていただきたい。指定管理者の雇う学芸員も、市の学芸員と上下関係がないように、しっかりと博物館業務進めていただきたいというふうに切に、よろしく申し上げます。 </p> <p> 事務局 歴史・郷土ミュージアムは公開承認施設を含め現在の郷土資料館よりさらに上のレベルの博物館を目指していくという基本方針でございます。文化庁とも協議している中では、ご指摘いただいたとおり、学芸員の専任職員を配置すべきだというご意見もちょうだいしているところでございます。私ども所管といたしましては、職員の身分を決定できる権限が、付与されていないので、どういう身分の職員を配置するか決定する部署と調整はさせていただいております。ご趣旨の内容について私ども全く同じ考え持 </p>
--	--

	<p>っていまして、安心安定して、継続的に学芸員が、勤務できる環境が望ましいと考えて、調整をしているところではございます。ただ最終的にどういう形態になるかといえは、まだ結論が出ておりません。ご趣旨は、私どもも同じ考えでありますし、それに向けて努力しているところであります。その状況をご報告させていただきました。</p>
國委員	ありがとうございます。
馬場委員	ここの博物館には学芸員を置くという記述がないです。職員は第7条にあるじゃないですか。そこだと館長とその他必要な職員をおくと書いてあるじゃないですか。学芸員じゃなくていいとなってしまうと、学芸員を設置するという義務もなくなってしまう。今作られているこの施行規則の中にそういう項目を入れていただくことはできないですか。
事務局	そこは難しいと考えています。法制部門が市の条例・規則を設定する過程について整理をさせていただいております。職員については、別途、規定がございます。またどういう職種を運用するかということに関しても、そこまで条例なり、規定で縛る形で設定するということは基本的にしていません。そういった中で歴史・郷土ミュージアムの条例だけ、職員のことまで規定して、その中身まで設定するということは、均衡を逸する形になります。
馬場委員	市の方針としてそういう言葉を入れないということですか。
事務局	はい。そういうことです。
深澤委員	やっぱり博物館法に基づくって一文入ってれば、博物館法に学芸員を置くと書いてあるから、学芸員必須だとなるが、現状では学芸員必須にならない。そういう危惧はありますというのが、國さんと馬場さんも同じ意見だと思います。
進藤委員	八王子市の規定の中に無期転換制度は存在しますか。5年を超えて任用する場合無期に転換しなければいけないという制度ですけども、そういう制度はありますか。
事務局	すいません。確認してはいないのですけども、その規定はないのではないかと考えます。
進藤委員	ない場合はおそらくその学芸員には任期が確実につくことに、指定事業者が雇う場合もですね。それは若干危惧しています。
事務局	その事業者の就業規則等に従って決定されるというこ

	<p>とになるかと。</p> <p>私どもとしては安定的にあの場所を、市民の憩いの場所になるように長期にわたって安定的に経営していただけるように、期間を設定したと考えております。</p> <p>大森委員 博物館のことが出てきますと、管理者との関係その他が、必ず出てくるテーマになってくるわけですが、良い方向にご努力いただくというところで、ある意味で今分岐点ではないかなという気もいたします。ぜひどうぞよろしく願いいたします。</p> <p>事務局 ご意見いただきましてありがとうございます。</p> <p>【議題】 (6) その他</p> <p>大森委員 最後その他の問題、事務局から、お願いいたします。 (事務局からは無し)</p> <p>大森委員 それでは本日の令和7年度第2回八王子市博物館協議会これで終了させていただきたいと思います。どうもありがとうございます。</p> <p>【閉会】</p>
--	---